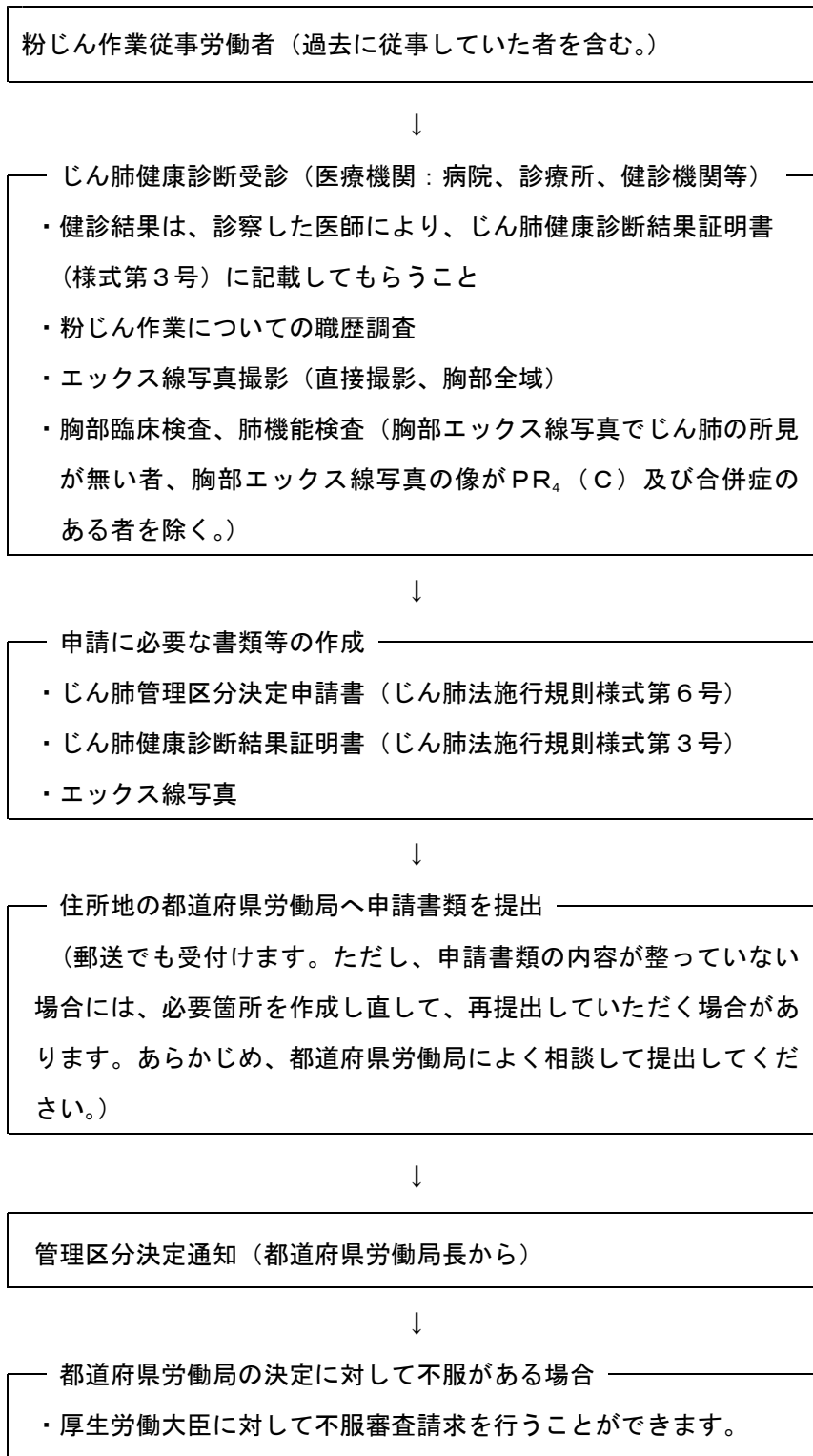


資料 1

<随時申請の流れ及び手続等一覧>

(1) じん肺管理区分決定申請（随時申請）の流れ



※）療養が必要な場合は、労働基準監督署に労災保険の給付申請を行います。

(2) じん肺管理区分決定申請及び健康管理手帳交付申請の手続等一覧

じん肺管理区分決定申請、健康管理手帳交付申請及び労災保険の請求について、申請を行うことが出来る対象者、手続を行う窓口、必要とされる提出書類の概要については、下表のとおりです。

なお、申請に当たっては、下表の「手続の窓口」に対し、必要とされる書類、提出書類（様式）の入手法、書類の記入方法等について事前に相談されることをお勧めします。

申 請		対 象 者	手 続 の 窓 口	提 出 書 類
じん肺管理区分決定申請	随時申請	粉じん作業に従事した又は従事している者	所轄の都道府県労働局労働基準部の労働衛生課又は健康安全課*	1 じん肺管理区分決定申請書 (じん肺法施行規則様式第6号) 2 エックス線写真 3 じん肺健康診断結果証明書 (じん肺法施行規則様式第3号)
	不服審査	じん肺管理区分決定通知を受け、その決定内容に不服のある者	じん肺管理区分の決定通知を発出した都道府県労働局労働基準部の健康課又は健康安全課	1 審査請求書 2 当該決定に係るエックス線写真 3 じん肺健康診断結果証明書 4 再検査命令で提出した物件
健康管理手帳交付申請		じん肺管理区分が管理2又は管理3(イ又はロ)の者	離職の際には、事業場を管轄する都道府県労働局労働基準部の健康課又は健康安全課(離職後は住所を管轄する都道府県労働局)	1 健康管理手帳交付申請書 (労働安全衛生規則様式第7号) 2 じん肺管理区分決定通知書(管理2又は管理3(イ又はロ))の写し
労災保険の請求		じん肺管理区分が管理4又は管理2、管理3イ及び管理3ロで合併症にかかっている者	当該対象者が常時粉じん作業に従事した最終の事業場を管轄する労働基準監督署	1 療養補償給付 (1) 療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第5号) (2) 療養補償給付たる療養の費用請求書(様式第7号(1)) 2 休業補償給付 休業補償給付支給請求書(様式第8号) 3 障害補償給付 障害補償給付支給請求書(様式第10号) 4 傷病補償年金 5 介護補償給付 介護補償給付請求書(様式第16号の2の2)

* 事業所の所在地を管轄する都道府県労働局を原則とするが、離職されている方については住所を管轄する都道府県労働局